

町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例

町田市プールの衛生管理等に関する条例（平成22年12月町田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(地位の承継)</p> <p>第4条 前条第3項の規定による許可を受けて同条第1項本文の規定による役務の提供をする者（以下「許可運営者」という。）が<u>当該役務を提供する事業を譲渡したとき又は許可運営者について、相続、合併若しくは分割</u>（当該プールを承継させるものに限る。）があったときは、<u>当該事業を譲り受けた者又は相続人</u>（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールを承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人<u>若しくは分割により当該プールを承継した法人</u>は、許可運営者の地位を承継する。</p> <p>2 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第11条の規定によるプールの使用停止の命令（<u>同条第1号に係るものに限る。</u>）に違反した者</p> <p>第15条 略</p>	<p>(地位の承継)</p> <p>第4条 前条第3項の規定による許可を受けて同条第1項本文の規定による役務の提供をする者（以下「許可運営者」という。）について、相続、合併<u>又は分割</u>（当該プールを承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プールを承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人<u>又は分割により当該プールを承継した法人</u>は、許可運営者の地位を承継する。</p> <p>2 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第11条の規定によるプールの使用停止の命令（<u>第1号に係るものに限る。</u>）に違反した者</p> <p>第15条 略</p>

附 則

この条例中第14条第2号の改正規定は公布の日から、第4条の改正規定は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。